

## 埼玉県立自然公園特別地域保護管理業務委託実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）（以下「条例」という。）の円滑な運用を図り、県立自然公園特別地域の風致維持に努めるため、保護管理の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委託業務の内容)

第2条 この要綱において「委託業務（以下「業務」という。）」とは、次のとおりとする。

- (1) 業務内容 保護管理のための巡視（軽易な修繕等を含む。）
- (2) 巡視回数 概ね月1回（延12回）以上実施すること。

### (契約の締結)

第3条 環境管理事務所長（以下「所長」という。）は、毎年度、県立自然公園特別地域が存する市町村の長（以下「市町村長」という。）に業務を委託するものとする。

2 所長は、当該市町村長と様式第1号により委託契約を締結する。

### (委託料の支払)

第4条 所長は、前条の契約に基づき、業務に係る委託料を市町村長に支払うものとする。

### (違反行為等の報告)

第5条 市町村長は、巡視により条例に違反する行為等を発見したときは、直ちにその状況を様式第2号により所長に報告しなければならない。

### (完了報告書の提出)

第6条 市町村長は、第2条の委託業務が終了したときは、様式第3号の完了報告書を所長に提出しなければならない。

### (実施状況の検査等)

第7条 所長は、市町村長の業務の実施状況について検査し、又は必要な報告を求めることができる。

### (委託契約の解除)

第8条 所長は、市町村長が委託契約に定める業務を履行しないとき、又は履行期限までに履行する見込みがないときは、当該契約を解除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じたときは、所長及び市町村長は、協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（要綱第3条第2項関係）

埼玉県立自然公園特別地域保護管理業務委託契約書

埼玉県 環境管理事務所長（以下「発注者」という。）と 市町村長（以下「受注者」という。）とは、埼玉県立自然公園特別地域の保護管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 発注者は、県立 自然公園特別地域の保護管理業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（業務の実施）

第2条 受注者は、業務を、埼玉県立自然公園特別地域保護管理業務委託実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、履行しなければならない。

（契約の期間）

第3条 契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、埼玉県財務規則第81条第2項第6号により免除とする。

（完了報告）

第6条 受注者は、業務が終了したときは、様式第3号の完了報告書を発注者に提出するものとする。

（検査）

第7条 発注者は、前条に規定する完了報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内又は 年3月31日のいずれか早い日までに当該委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

（支払の方法）

第8条 発注者は、第4条で定められた委託料は、概算払により支払うものとする。

(委託料の額の変更)

第9条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

(違約金)

第10条 受注者は、契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に財務大臣が決定する支払遅延に対する遅延利息の率（年（ ）パーセント）を乗じて計算した金額を、違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、違約金の金額が100円に満たないときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 受注者は、発注者の承認を得なければ、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った業務に関し、個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条、第10条、第66条及び第67条の適用を受けることの説明

(2) 必要かつ適切な監督

3 受注者が、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、受注者自らの行為とみなし、これに対しては、受注者が当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(発注者の催告による契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) この契約を誠実に履行しないとき、又は履行期限までに履行する見込みがないとき。

(2) 前各号のほか、この契約の各条項又は要綱に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。
- (2) 履行期限までに業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第15条 受注者は、第13条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合、これによって発注者に生じた損害の額を発注者の請求に基づき速やかに納付しなければならない。

(監督員に従う義務)

第16条 受注者は、発注者が指定した監督員の指示に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、業務に従事する受注者の従業員についても、同様の義務を負い、その責を免れない。

(従事者の監督)

第18条 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条、第10条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（様式第5号）の提出を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、発注者に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 受注者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第20条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第19条 業務の実施に関し、個人情報の取り扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(安全確保の措置)

第20条 受注者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、発注者に対し、その内容を報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第21条 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を業務以外の目的のために自ら使用し、又は第三者に提供してはならない。業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第22条 受注者は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、発注者と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第23条 受注者は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第24条 受注者は、業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、受注者は、発注者の承諾を受けたときは、発注者立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、受注者が業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(取扱状況の報告等)

第25条 受注者は、発注者に対し、発注者、受注者双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、発注者が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。
- 3 発注者は、受注者に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(安全確保上の問題への対応)

- 第26条 受注者は、業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を発注者に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の安全確保に係る場合には、直ちに発注者に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する発注者の指示に従わなければならない。
  - 3 受注者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を発注者と協力して講じなければならない。

(受注者の業務従事者の災害に対する措置)

- 第27条 受注者は、業務の実施に関し生じた受注者の業務従事者の災害については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(負担区分)

- 第28条 業務実施のため、受注者が使用する電気、ガス、水道及び電話の料金の負担は、実施場所における必要最小限のものについて発注者が負担するものとし、他は受注者の負担とする。

(定めのない事項)

- 第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

住所  
発注者 埼玉県

埼玉県 環境管理事務所長 印

住所  
受注者 市町村

市町村長 印



様式第 2 号(要綱第 5 条関係)

年度埼玉県立自然公園特別地域巡視実施報告書

※送付日： 年 月 日

※送付先：埼玉県 環境管理事務所長(FAX )

市町村名		課		担当	
巡視者	職名	氏名			
T E L		F A X			
Email					
巡視現場 埼玉県立 自然公園特別地域					
①巡視日時					
②現地の状況(発生している問題等)					
③現場の位置(位置図 有・無 )					
④対応状況					

※は、違反行為等を環境管理事務所長あて報告する場合に使用

様式第3号(要綱第6条、契約書第6条関係)

年度埼玉県立自然公園特別地域保護管理業務委託完了報告書

第 号  
年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

市町村長

年 月 日付けで締結した契約に係る 年度埼玉県立自然公園特別地域保護管理業務が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	備考
巡視 実施回数													回	

添付書類：巡視実施報告書の写し

様式第4号(契約書第8条関係)

年度埼玉県立自然公園特別地域保護管理業務委託料請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

住 所

市 町 村 名

市町村長名

印

年 月 日付けで締結した契約に係る上記委託料を次のとおり請求いたします。

金 \_\_\_\_\_ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_ 円)

【振込口座】

	銀行	本・支店
普通 当座	口座番号	
フリガナ		
口座名義人		
債権者コード		

様式5号(契約書第18条第1項関係)

誓 約 書

私は、埼玉県立自然公園特別地域保護管理業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号)第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者等の義務)、第66条及び第67条(罰則)の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 本件業務に関する総括責任者 氏名

年 月 日

氏 名

印